配当公告

徳島県三好郡東みよし町加茂一五九〇番地
破産者　株式会社徳島マブチ

右の者に対する徳島地方裁判所美馬支部平成二十七年（フ）第二三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三二九、〇六〇、七三四円

一、配当することのできる金額
金一一、一八一、二六三円

平成二十八年六月二十日
徳島県徳島市新蔵町一丁目八二番地ダイアパレス新蔵二〇七
破産管財人　弁護士　森　晋介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市中央区南一七条西八丁目五八五番地、最後の住所札幌市南区石山六二〇番地一〇　被相続人　亡　小鹿　敏一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
札幌市中央区南一条西一四丁目　ワフスわたなべビル七階　三木・佐々木・山田法律事務所
相続財産管理人　弁護士　佐々木　潤

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道江別市元江別本町三六番地七、最後の住所北海道江別市元江別本町三六番地の七　被相続人　亡　木村　敏幸

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル五階　冨岡公治法律事務所
相続財産管理人　弁護士　山口　治香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市深堀町七番、最後の住所北海道函館市深堀町七番八―一〇九号　被相続人　亡　笹木　照雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
事務所北海道函館市駒場町七番六号メゾン駒場1F
相続財産管理人　弁護士　丹澤　友佑

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道根室市本町一丁目一番地、最後の住所北海道目梨郡羅臼町八木浜町三三番地三　被相続人　亡　坂本　哲男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
北海道標津郡中標津町東六条南三丁目一五番地一　梅本英広法律事務所
相続財産管理人　弁護士　梅本　英広

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県小山市城東六丁目一六番、最後の住所栃木県小山市城東六丁目一六番二〇号　被相続人　亡　宮田　隆夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
栃木県小山市神鳥谷五丁目一七番七号弁護士法人ひととのや法律事務所
相続財産管理人　弁護士　岩間　光朗

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県館林市下早川田町一〇六〇番地、最後の住所群馬県館林市下早川田町一〇六〇番地　被相続人　亡　原　久雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
群馬県館林市代官町一〇番二九号
相続財産管理人　平野めぐみ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県鴨川市仲町五九八番地一、最後の住所東京都八王子市西寺方町三〇三番地山水園　被相続人　亡　佐久間京子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
事務所東京都調布市布田二―三五―一石原ビル二階シャローム法律事務所
相続財産管理人　弁護士　井堀　哲

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都文京区水道二丁目四〇番地、最後の住所東京都板橋区双葉町六番三号　被相続人　亡　飯田　貞子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
東京都千代田区内幸町一丁目二番二号日比谷ダイビル六階潮見坂綜合法律事務所
相続財産管理人　弁護士　吉羽真一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都町田市真光寺三丁目一二番地一八、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　松元　正治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
事務所東京都立川市曙町二丁目一七番六号朝日生命立川ビル四階赤沼法律事務所
相続財産管理人　弁護士　清水　光子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区松原四丁目一〇七五番地、最後の住所東京都町田市野津田町一九三二番地福音の家　被相続人　亡　鈴木啓太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
東京都日野市日野本町三―一四―一八谷井ビル四階日野市民法律事務所
相続財産管理人　弁護士　木村　真実

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市美浜区高洲二丁目二〇番地一、最後の住所東京都足立区西新井六丁目一五番一―四〇一号　被相続人　亡　西口　智次

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月二十日
東京都港区虎ノ門三丁目一六番七号ピュア虎ノ門ビル三階
相続財産管理人　弁護士　小西　輝子

第16期決算公告

平成28年6月20日
東京都港区三田1－4－28
三田国際ビル26階
株式会社国際社会経済研究所
代表取締役社長　鈴木　均

貸借対照表の要旨　（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	292,400	流動負債	65,745
固定資産	49,512	（賞与引当金）	（24,300）
		固定負債	51,128
		（退職給付引当金）	（51,128）
		株主資本	225,039
		資本金	20,000
		資本剰余金	100,000
		その他資本剰余金	100,000
		利益剰余金	105,039
		利益準備金	14,440
		その他利益剰余金	90,599
		（うち当期純利益）	（31,752）
資産合計	341,912	負債・純資産合計	341,912